

○多良木町就学援助費給付要綱

平成24年4月1日多良木町教育委員会告示第5号

多良木町就学援助費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 就学援助費の給付対象者は、多良木町立小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）。ただし、学用品費、新入学用品費及び学校給食費等については、同法第13条の規定により、その児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者を除く。

(2) 次の各号のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下、「準要保護者」という。）

ア 前年度及び当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者

（ア）生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

（イ）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税

（ウ）地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免

（エ）地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

（オ）地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

（カ）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

（キ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

（ク）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

（ケ）世帯更生貸付補助金による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

（ア）保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

（イ）保護者の職業が不安定で、学級費・PTA会費など学校納付金の納付状態の悪い者、

被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者で、保護者の生活状態が悪いと認められる者

（ウ）学校納付金の減免が行われている者

（エ）経済的理由による欠席日数が多い者

ウ 上記ア及びイに該当する者であっても、町税ほか公共料金の未納者については、原則として対象外とする。

(援助対象経費及び給付額)

第3条 援助対象経費は、次に掲げる経費とし、給付額は毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

(1) 学用品費

(2) 新入学用品費

(3) 修学旅行費

(4) 学校給食費

(5) 医療費「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病に要する費用」

(支給方法)

第4条 保護者は、当該援助費の受領及びこれに係る支払い業務を委任状により校長に委任するものとする。

2 校長は、前条に規定する給付を受けたときは、速やかに保護者に就学援助費を支給しなければならない。ただし、保護者が支給される金銭を紛失、浪費若しくは目的外に使用するおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。

(給付の申請)

第5条 援助費の給付を受けようとする者は、年度ごとに多良木町就学援助費給付申請書及び世帯票並びに意見書に、次の各号に掲げる書類のうち、教育委員会が指定したものを添えて申請するものとする。

(1) 福祉事務所長の証明書

(2) 前年の収入又は所得を明らかにする書類等

(3) 課税証明書又は非課税証明書若しくは減免証明書

(4) 家賃額を証明する書類

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(給付の認否の決定)

第6条 前条の申請を受けたときは、教育委員会はその内容を審査し、給付の認否を決定のうえ、
多良木町就学援助費給付決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。また、校長
に対しては、就学援助費認定者名簿及び支給計画書により通知するものとする。

(給付期間)

第7条 援助費の給付期間は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わるものとする。ただし、給
付期間の途中において、給付の決定を受けた者は、申請した日の属する月から給付するものとす
る。

(認定の取り消し)

第8条 年度途中において、給付を受けている児童生徒又は保護者が次に掲げるいずれかに該当し
たときは、当該月の翌月から認定を取り消すものとし、就学援助費給付停止通知書により保護者
に通知するものとする。

- (1) 世帯の経済状況の好転により、給付の停止を必要と認めたとき
- (2) 多良木町立小中学校以外の学校への転学又は死亡等により給付を必要としなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき
- (4) その他、教育委員会が給付の停止を必要と認めたとき

(報告事項)

第9条 校長は、援助費の給付を受けている児童生徒が年度の途中において前条各号のいずれかに
該当し、給付を必要としなくなったと認めるときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(書類の整備)

第10条 校長は、児童生徒に係る就学援助費個人支給明細書等、給付に係る関係書類を整備し、常
に給付の状況を明らかにしなければならない。

2 校長は、当該年度に係る給付事務終了後、前項に定める就学援助費個人明細書等関係書類を教
育委員会へ提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 様式については、教育委員会が別に定める。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 多良木町就学援助費給付要綱(平成17年3月31日多良木町教育委員会告示第18号)を廃止する。